

平成23年度 保健事業の概要

1. 保健指導宣伝関係

健康保険組合の事業内容や健康に関する情報をPRするために実施しています。

実施事業名称		実施時期	実施事業の概要等
1	ホームページ http://www.meiyaku-kenpo.or.jp/	通年	組合の事業内容や健康管理に関する情報をリアルタイムに広報

2. 疾病予防関係

病気の予防と早期発見に重点を置き日常生活の改善をはかるとともに保健指導・健康相談等を実施しています。

種別	実施事業名称	実施事業の概要等		
健 診 関 係	1 基本健診	(1) 対象者	35歳未満（30歳除く）の被保険者及び被扶養者	
		(2) 実施期間	通年	
		(3) 第一次健診実施検査項 （別表(1)を参照）	労働安全衛生法（定期健診）の法定検査項目に必要な検査項目を付加して実施	
		(4) 受益者一部負担金	1人あたり3,000円	
		(5) 実施委託機関	別表(2)を参照	
	2 総合健診	(1) 対象者	30歳と35歳以上の被保険者及び被扶養者	
		(2) 実施期間	通年	
		(3) 第一次健診実施検査項 （別表(1)を参照）	基本健診の検査項目に成人病及びがん対策として必要な検査項目を付加して実施	
		(4) 受益者一部負担金	1人あたり8,000円	
		(5) 実施委託機関	別表(2)を参照	
	3 特定健診	(1) 対象者	40歳以上の被扶養者	
		(2) 実施期間	通年	
(3) 第一次健診実施検査項 （別表(1)を参照）		「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められた検査項目に、女性は婦人科検査を付加して実施		
(4) 受益者一部負担金		無料		
(5) 実施委託機関		別表(2)を参照		
4 人間ドック	(1) 対象者	35歳以上の被保険者及び被扶養者		
	(2) 実施期間	通年		
	(3) 第一次健診の補助限度額	入院は20,000円・外来は10,000円を限度に補助		
	(4) 検査機関	健診委託機関（別表(2)を参照）及び健保連の本部と愛知連合会が指定した検査機関		
健 康 相 談 ・ 保 健 指 導 関 係	1 特定保健指導	(1) 対象者	30歳と35歳以上の健診受検者を対象に「健診結果」と「健康調査票」を基に特定保健指導の階層化を行った結果「動機付け支援」及び「積極的支援」に該当された方	
		(2) 実施期間	通年	
		(3) 実施内容	健診委託機関及び特定保健指導機関の保健師等を活用し、当組合が定めたプログラムにより保健指導を実施	
		(4) 費用負担	全額組合負担	
		(5) 実施委託機関	健診委託機関及び特定保健指導委託機関（別表(2)を参照）	
	2 健診後の事後指導	(1) 対象者	健診結果で発症の予兆がある方	
		(2) 実施期間	通年	
		(3) 実施内容	健診委託機関の保健師等を活用し、健診結果等のより生活習慣の改善や、健康教育及び健康相談を実施	
		(4) 費用負担	全額組合負担	
		(5) 実施委託機関	別表(2)を参照	

種別	実施事業名称	実施事業の概要等	
	3 メンタルヘルスサポート事業	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者
		(2) 実施期間	通年
		(3) 実施内容	ストレス等による「心の悩み」を専門のカウンセラーに電話や面接にて相談し、心の病気の早期発見と対策に役立てていただくため実施 (ア)電話カウンセリング…組合専用のフリーダイヤル（0120-933364）にコールしてご相談ください。 （携帯・PHSからもご利用いただけます。） (イ)面接カウンセリング…電話（0120-933364）にて予約してください。
		(4) 費用負担	(ア)電話カウンセリング…通話料・相談料とも無料です。 (イ)面接カウンセリング…当該年度1人5回までの相談料は無料ですが6回目からは有料となります。
	4 禁煙サポート事業	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者
		(2) 実施期間	随時
		(3) 実施内容	「メタボリックシンドローム」及び「ガン」等の原因ともなる「タバコ」を止められない方に禁煙をサポート
		(4) 参加者一部負担額	500円
その他	1 インフルエンザ予防接種	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者
		(2) 実施期間	原則として10月から翌年1月までの期間
		(3) 実施内容	インフルエンザ対策でもっとも効果があるとされている、ワクチンの予防接種により免疫力をつけ、病気の発症や重症化を防ぐために実施
		(4) 補助限度額	接種方法を問わず1人あたり2000円を限度に補助
		(5) 実施委託機関	別表(2)の健診委託機関

3. 体育奨励関係

病気の予防から、さらなる健康・体力づくりを推進するため実施しています。

種別	実施事業名称	実施事業の概要等		
体力づくり関係	1 契約スポーツ施設	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者	
		(2) 実施期間	通年	
		(3) 利用料金	都度利用制	全国のコナミススポーツクラブ直営施設・提携施設等
			月会費制	全国のコナミススポーツクラブ直営施設
		(4) 利用施設数	都度利用制	840円～2,730円/1回
			月会費制	4,515円～11,340円/月
		(5) 利用方法	都度利用制	会員証に利用料を添えて利用
	月会費制		会員証を提示し利用	
	(6) 法人契約	コナミススポーツクラブ		
	2 健康ウォーク	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者	
		(2) 実施時期	年2回（4月・10月）平成22年度の「春」は4月3日（土）に豊明で実施予定「秋は未定」	
		(3) 実施内容	愛知県下の健康保険組合と共催	
		(4) 費用負担	全額組合負担	
	3 夏季プール施設	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者	
		(2) 契約施設数	愛知（3カ所）・三重（2カ所）・静岡（2カ所）・東京（1カ所）・計8カ所	
		(3) 実施時期	6月下旬～9月中旬	
		(4) 受益者一部負担額	一般料金の3割程度	
		(5) 利用方法	利用補助券に一部負担金を添えて利用	

種別	実施事業名称	実施事業の概要等	
レクリエーション関係	1 潮干狩り	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者
		(2) 開設場所	愛知(2カ所)・静岡(1カ所)・計3カ所
		(3) 開設時期	4月初旬～6月下旬
		(4) 受益者一部負担金	一般料金の3割程度
		(5) 利用方法	利用補助券に一部負担金を添えて利用
	2 味覚狩り	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者
		(2) 開設場所	愛知(3カ所)・岐阜(2カ所)・三重(1カ所)・静岡(1カ所)・長野(1カ所)・計8カ所
		(3) 開設時期	8月上旬～11月下旬
		(4) 受益者一部負担金	一般料金の3割程度
		(5) 利用方法	利用補助券に一部負担金を添えて利用

4. 契約保養所関係

健康の保持・増進とともに心身の保養を目的に実施しています。

実施事業名称		実施事業の概要等	
1	契約保養所	(1) 対象者	被保険者及び被扶養者(配偶者)
		(2) 実施期間	通年
		(3) 補助対象施設	JTB・日本旅行・近畿日本ツーリストの協定施設および名古屋薬業厚生年金基金の契約リゾート施設と全国のプリンスホテル
		(4) 補助額	1人につき1カ年度3泊までとし、1泊につき1500円を補助

※ご利用は、任意継続の被保険者期間に限ります。

※ご不明な点がございましたら、総務課(Tel052-211-2294・FAX052-201-1678)にお問い合わせください。

名古屋薬業健康保険組合
(H23.2)